

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 三〇九
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三〇九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 三〇九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三〇九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 三〇九
- 土地区画整理組合の定款の変更を認可した件 三〇九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三〇九

公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三二五
- 都市計画を変更する件三件 三二五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三二五
- 一般競争入札を行う件 三二五
- 一般競争入札を行う件 三二五
- 一般競争入札を行う件 三二五
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 三五七

告 示

福島県告示第五百四十一号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。
 令和四年八月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山八番一の一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山八番九、八番十一、八番十二及び十三番二の全部並びに同村大字踏瀬字池ノ入山八番一及び八番七の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当性

当該区域は、同項第十号に該当する。

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
 （水・大気環境課）

福島県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜並木クリニック	南相馬市原町区二見町二丁目二五―六	令和四年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かずみ薬局	二本松市成田町一―八二七―一一	令和四年六月三〇日
さくら歯科医院	双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前一九七―七	同月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日

今村歯科・矯正歯科医院

南相馬市小高区仲町一―四三―一六

令和四年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
齋藤 洋介	石川郡石川町大字双里字宮ノ前五	名倉堂 さいとう鍼灸接骨院	石川郡石川町大字双里字桜町三七―一	令和四年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和四年七月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から令和四年七月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和四年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百四十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から令和四年七月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。
 令和四年八月二日

福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

福島県告示第五百四十九号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。
 令和四年八月二日

- 一 土地区画整理組合の名称 伊達市高子駅北地区土地区画整理組合
 - 二 事務所の所在地 福島県伊達市保原町上保原字大地内四十四番地
 - 三 設立認可の年月日 平成二十九年十一月二十八日
 - 四 変更認可の年月日 令和四年八月二日
 - 五 変更の内容 役員の定数
 - 変更前 理事7人 監事3人
 - 変更後 理事6人 監事3人
- （まちづくり推進課）

福島県告示第五百五十号
 福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年七月二十二日次のとおり指定した。
 令和四年八月二日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀雅雄
株式会社黒沢商店	相馬郡新地町谷地 小屋字萩崎一番地	令和四年十月一日から 令和九年九月三〇日まで	福島県知事	内堀雅雄
				売りさばき所の名称及び所在地
				セブニーレブン福島新地町店 相馬郡新地町谷地小屋字萩崎一番地 （出納総務課）

公 告

公告第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 令和四年八月二日

土地改良区の名称 高木用水土地改良区
 退任した役員 高木用水土地改良区
 高木用水土地改良区
 理事 菊地 和人 本宮市高木字山王川原一
 役別 氏名 住所
 福島県知事 内堀雅雄

公告第七十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 令和四年八月二日

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域 福島県知事 内堀雅雄
- 二 縦覧場所 郡山市富久山町福原字陣場の一部の区域
- 三 縦覧期間 福島県土木部都市総室都市計画課、県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市整備部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課及び鏡石町都市建設課
- 四 意見書の提出 令和四年八月二日から同月十六日まで

県中都市計画道路を変更する案について、郡山市、須賀川市、鏡石町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市整備部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課又は鏡石町都市建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。
 （都市計画課）

公告第七十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、双葉都市計画公園を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 令和四年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
双葉町大字両竹字増田の一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
双葉町のうち、大字両竹字増田、大字中野字宮ノ脇、字渋江及び字羽山前の各一部の区域
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、相双建設事務所企画管理部企画調査課及び双葉町建設課
- 四 縦覧期間
令和四年八月二日から同月十六日まで
- 五 意見書の提出
双葉都市計画公園を変更する案について、双葉町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、相双建設事務所企画管理部企画調査課又は双葉町建設課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、浪江都市計画公園を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
浪江町のうち、大字両竹字森合、字的場及び大字中浜字西川原の各一部の区域
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、相双建設事務所企画管理部企画調査課及び浪江町建設課
- 三 縦覧期間
令和四年八月二日から同月十六日まで
- 四 意見書の提出
浪江都市計画公園を変更する案について、浪江町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、相双建設事務所企画管理部企画調査課又は浪江町建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第177号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ゲルマニウム半導体検出器 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日（金）
- (4) 納入場所 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年8月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年8月24日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年8月2日（火）から同月24日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年8月8日（月）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年8月8日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年9月16日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Germanium semiconductor detector 2 sets
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 16 September 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 15 September 2022
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県いわき東警察署公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察用船舶「おなはま」定期検査整備（機関部）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福島県いわき東警察署長 古 関 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 警察用船舶「おなはま」定期検査整備（機関部） 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年12月23日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続の開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始後の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容と合致又は類似した船舶整備業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る体制及び能力を有する者であること。

- (5) M A N社からD 2842L E 406型高速船用ディーゼルエンジンの整備に関して認定されている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年8月30日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号971-8151 福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19
福島県いわき東警察署会計課
電話0246-54-1111
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和4年8月2日(火)から同年9月13日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年8月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和4年9月14日(水)午前11時
(2) 場所 福島県いわき東警察署3階大会議室(福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年9月13日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 いわき東警察署長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the service to required: Maintenance for the engine of Police ship "Onahama" for periodical inspection 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 14 September 2022
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 September 2022

- (4) Contact point for the notice: Accounting Section, Iwaki-higashi Police station, 19 Miyozaka, Okaona, Onahama, Iwaki City, Fukushima 971-8151 Japan
TEL 0246-54-1111

(福島県いわき東警察署)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。
令和四年八月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉鎖 年 月 日
医療法人社団ときわ会 介護老人保健施設 ヘル スケアホームいわき	いわき市小名浜南君ヶ塚 町一六の一	令和四年三月三二日